

個人番号カード申請手続相談会を行いました！

マイナンバー制度がスタートし、みなさんには「個人番号」をお知らせする「通知カード」が送付されています。また、平成28年1月からのマイナンバー利用開始に向け、「個人番号カード」の申請も始まりました。

村では、11月19日(木)から29日(日)までの期間、各地区において個人番号カード申請手続相談会を開催したところ、およそ100名のご来場がありました。その際、みなさんから質問された内容をまとめてみましたのでご紹介します。

マイナンバーQ&A



Q1 マイナンバー制度の導入による具体的なメリットは何か？

A1 マイナンバーのメリットは大きく3つあります。1つめは、行政を効率化し、人や財源を国民サービスに振り向けられることです。2つめは、社会保障・税に関する行政の手続きで添付書類が削減されることや、マイナポータルを通じたお知らせサービスなどによる国民の利便性の向上です。3つめは、所得をこれまでより正確に把握することで、きめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現することです。

Q2 マイナンバーはどのような場面で使うのか？

A2 マイナンバーを誰がどのような場面で使っていいのかは、法律や条例で決められています。具体的には、国の行政機関や地方公共団体などが社会保障、税、災害対策の分野で利用することになります。国民のみなさんには、年金、雇用保険、医療保険の手続きや生活保護、児童手当、その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きで申告書などにマイナンバーの記載が求められます。また、税や社会保険の手続きを勤務先の事業主や金融機関が個人に代わって手続きを行う場合があり、勤務先に加え、一定の取引のある金融機関にマイナンバーを提示する場合があります。

Q3 マイナンバーが漏えいする危険はないのか？ その場合、海外のようななりすまし被害が起こる危険はないのか？

A3 マイナンバー制度では、制度・システムの両面でさまざまな安全管理措置を講じています。具体的には、マイナンバーのみでは手続きができないようにしているほか、情報の分散管理やシステムへのアクセス制御、通信の暗号化などを行います。さらに、独立性の高い特定個人情報保護委員会が監視・監督を行い、故意にマイナンバーを含む個人情報を提供すれば、厳しい罰則を適用します。

Q4 マイナンバーは誰にでも提供してもいいのか？

A4 マイナンバーは生涯にわたって利用する番号です。そのため、社会保障、税、災害対策の分野の手続きのために行政機関などに提供する場合を除き、むやみにマイナンバーを提供しないようにしてください。これらの手続きのためにマイナンバーを提供することができる具体的な提供先は、税務署、地方公共団体、ハローワーク、年金事務所、健康保険組合、勤務先、金融機関などが考えられます。

Q5 個人番号カードは何に使えるのか？ 有効期限はあるのか？

A5 個人番号カードは住民基本台帳カードと同様、顔写真のついたカードであり、本人確認を1枚で行うことができます。身分証明書としても使用でき、申請すれば無料で交付されます。個人番号カードの有効期限は、20歳以上の場合は10回目の誕生日、20歳未満の場合は5回目の誕生日になります。

Q6 マイナンバーは希望すれば自由に変更できるのか？

A6 マイナンバーは原則として生涯同じ番号を使っていただき、自由に変更することはできません。ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合には、本人の申請または市町村長の職権により変更することができます。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当：熊谷